

- 労働者以外は災害の報告制度や強制加入の保険制度がないため、労働者以外の者が被災した業務上の災害について網羅的に把握する仕組みはない。
- ただし、労働者以外の者については、任意で労災保険に加入できる特別加入制度があり、当該制度の加入者が被災した業務上の災害については、特別加入制度における支給状況により把握可能である。

＜参考＞特別加入制度の対象者

①以下の規模の事業の事業主、家族従事者及び役員

- ・金融業、保険業、不動産業、小売業 50人以下
- ・卸売業、サービス業 100人以下
- ・その他の業種 300人以下

②以下の事業を行う一人親方その他の自営業者

- ・個人タクシー、個人貨物運送業 ・建設、改修、解体等の事業 ・漁船による水産動植物の採捕
- ・林業 ・医薬品の配置販売 ・廃棄物の収集、運搬、選別、解体等の事業 ・船員が行う事業
- ・柔道整復師が行う事業 ・高齢者雇用安定法第10条の2第2項の規定に基づいて高齢者が行う事業
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業

③以下の特定作業従事者

- ・特定農作業従事者（一定規模以上で特定の作業を行う農業者（家族従事者を含む。））
- ・指定農業機械作業従事者（特定の機械を使用する農業者（家族従事者を含む。））
- ・国等が行う訓練従事者 ・家内労働者及びその補助者 ・労働組合等の一人専従役員（委員長等の代表者）
- ・介護作業従事者及び家事支援従事者 ・芸能関係作業従事者 ・アニメーション制作作業従事者
- ・ITフリーランス

- 労働者を使用する事業の労災保険は事業場を単位に適用され、支給状況等の集計には、直接、当該事業に従事する労働者に加えて、災害が少ない事業場の内部事務などに従事する労働者も含まれる。他方で、特別加入制度の対象は、特定の規模、事業、作業に限定されており、災害発生率などを労働者と一概に比較することはできないが、特別加入制度における支給状況等を集計、分析したものは別紙のとおり。

（注1）特別加入者の人数が少ない業種については、有意なデータとならない可能性があるため、集計、分析の対象としてない。

（注2）石綿関連疾患、職業がん、過重労働による脳・心臓疾患、精神障害は、別途集計した。